最終更新日：2021年4月13日

コーユーレンティア株式会社
梅木　孝治
問合せ先：IR広報室 ＴＥＬ　03-6478-9724
証券コード：7081
https：//www.koyou.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は「顧客を創造し　社業発展　進歩を図り　社会に貢献する」を企業理念とし、レンタル事業を通じ社会に貢献することで、お客様より値打ちある評価をしていただける企業を目指しております。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していくことが、株主・取引先・従業員等のステークホルダーの期待に応えることであると認識しております。
今後も、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の健全性・効率性及び透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される企業と成るため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードに定められた5つの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ワイドフレンズ株式会社	4,169,950	77.18
梅木　孝治	130,050	2.41
auカブコム証券株式会社	92,900	1.72
森　樹雄	79,500	1.47
アクアブルー会	73,100	1.35
楽天証券株式会社	50,500	0.93
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	38,000	0.70
大和証券株式会社	29,100	0.54
岡三オンライン証券株式会社	22,500	0.42
株式会社ＳＢＩ証券	20,969	0.39

支配株主（親会社を除く）の有無	ワイドフレンズ株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

ワイドフレンズ株式会社は、当社代表取締役である梅木孝治及びその実弟である梅木健行の資産管理を目的とする会社であり、梅木孝治及び梅木健行の両名が出資を行っております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。当社は、当社の役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を原則として禁止しております。役員や主要株主等との取引を行う際は、合理性や取引条件について、あらかじめ取締役会での事情説明・承認決議を必要としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤村　啓	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤村　啓	○	―――	弁護士として法律に関する高度な専門知識による助言をいただくため取締役に選任しております。また同氏と当社の間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人、監査役及び内部監査室は定期的に三様監査を実施し、監査計画及び監査結果について情報共有を行うなど相互連携を図っております。
また当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成され、常勤監査役は、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、経営に対してコンプライアンスの視点から助言や提言を行うとともに、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
畑　耕一	公認会計士													
足立　政治	公認会計士													
北島　貴三夫	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑　耕一		―――	公認会計士及び税理士として高い専門性を有するほか、財務及び会計に関する相当程度の知見と経験により、長年にわたり当社のコーポレート・ガバナンスの強化の一翼を担っていることから、社外監査役として職務を適切に遂行することが出来ると判断しております。
足立　政治	○	―――	公認会計士として、会計分野における高度な知識を有するとともに、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。
北島　貴三夫	○	―――	株式会社IHIエスキューブでの常勤監査役としての経験並びにITに関する専門的知識を有するとともに、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役として長期的な事業成長を支えるインセンティブとして、就任時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役

該当項目に関する補足説明 更新

企業価値向上に対する意識を一層高めるとともに、株主価値を意識した経営を推進することを目的として、社内取締役・社外監査役に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議に基づき委任された代表取締役であり、経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案し決定しております。業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、基本報酬の額に加え短期的な業績と連動させるものとし、代表取締役社長が、社外取締役の意見を踏まえ報酬案を作成するものであり、透明性と公平性を担保しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】 更新

サポートについては、社外取締役は総務部が行っております。社外監査役については内部監査室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名 (うち社外取締役1名) で構成されております。毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

なお、当社と各取締役 (業務執行取締役等である者を除く) は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する旨を規定しております。当規定に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名 (うち常勤監査役1名) で構成されております。

監査役会は毎月1回の定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を規程に定めております。また、すべての監査役は取締役会に出席しており、取締役の執行状況及び法令並びに定款の遵守状況について監査できる体制となっております。常勤監査役においては、

取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、日常的な経営監視を行っております。また、監査の実効性を高めるため、監査法人及び内部監査室と連携し、定期的な情報交換を行う体制を整え、機能性と効率性の向上に寄与することを目的として取り組んでおります。
なお、当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する旨を規定しております。当規定に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

⑶ グループ経営会議
当社のグループ経営会議は、グループ全社の取締役及び執行役員並びに代表取締役社長が指名した者で構成され、3ヶ月に1回開催しております。各社の予算実績報告や戦略課題について議論する機関としてだけではなく、経営上の重要な審議も行うことになっており、経営活動の効率化を図っております。

⑷ 内部監査室
グループ会社の業務モニタリングのために、代表取締役社長直轄の機関となっております。内部監査結果については、四半期毎に取締役会へ報告するとともに、緊急を要する重要事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合には、都度取締役会に報告しております。
同室は、取締役、執行役員及び従業員が法令違反若しくは規程違反行為を発見した場合の社内報告体制として、また、ハラスメント等の相談に対するヘルプラインとして、内部通報窓口を設置しております。

⑸ リスク・コンプライアンス委員会
当社グループでは、リスクマネジメント規程を定め、コンプライアンス体制推進のためリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会では代表取締役社長が委員長となり、グループ会社の取締役及び執行役員、規程に基づくリスク対応部門で構成され、法務部が事務局を行っております。
また、全国にコンプライアンス推進委員を配置し、事務局からの連絡・依頼や教育資料について全従業員と共有できる体制を整えております。なお、同委員会で検討された事項について、委員長が必要と判断したものについては取締役会へ報告することとしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。社外役員4名は、定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役会において取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行全般にわたって経営監視を行っております。
このようなコーポレート・ガバナンス体制を選択することが、当社の企業規模・事業内容において最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日については、他社の株主総会が集中する日を避け、多数の株主が参加できるよう日程調整に留意し取組んでまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2021年3月30日開催の定時株主総会において、電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後当社ホームページにて公表することを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、第2四半期決算及び本決算発表後に決算等の説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算情報・適時開示情報・有価証券報告書・四半期報告書・決算説明資料・事業報告書（株主通信）等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、基本理念「三方よしの精神」のもと、「レンティアグループは　顧客を創造し　社業発展進歩を図り　社会に貢献する」という企業理念を掲げ、株主・取引先・従業員等のステークホルダーに対して社会的責任を果たすべく、社業に取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・（環境への取組み）環境創造型企業である当社では、エコアクション21をグループ全社で認証取得し、積極的に取り組んでおります。 ・（CSR活動への取組み）当社は、各種スポンサード・ボランティア活動などの地域貢献・レンタル備品の寄付などの活動を通し、社会貢献に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適法かつ適時・適切なディスクロージャーを目的に「重要情報開示規程」を定めております。重要情報等の開示に係る社内体制を維持し、適時・適切なディスクロージャーを行うことにより、当社の信頼性をより高め、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得るよう努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。
a. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 当社は取締役会と監査役、監査役会により、取締役の職務の執行の監督及び監査を行っております。
2. 業務執行にあたっては、取締役会規程に基づき、適切に付議し、取締役会で検討した上で意思決定を行っております。
3. リスク管理及びコンプライアンスに関する重要課題と対応について取締役会で審議しております。
4. 取締役の職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として、内部通報制度（内部監査室・外部機関）を定めております。
b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
文書・記録管理規程に従い、起案決裁書、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を記録し、適切に管理しております。
c. 損失の危険の管理に関する規程・体制
リスク管理体制として、リスクマネジメント規程を策定し、想定されるリスクを明確にして共有するとともに、各種リスクにおいて対応要領を整備しております。グループ全体のリスクマネジメントの強化を図るために、リスク・コンプライアンス委員会及び取締役会で各種リスクを定期報告し、共有する体制を整備しております。
d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 職務権限規程で責任と権限、またそれらの執行範囲を明確にしており、効率的に行われる体制を確保しております。
2. 中期経営計画が適切に取締役会で承認され、その進捗もまた取締役会で報告される体制を確保しております。
3. 取締役会を月1回以上開催し、業務執行が効率的に行われているかの監督を行っております。
e. 執行役員、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
1. コンプライアンス管理要領を定め、執行役員・使用人が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備しております。
2. コンプライアンスを推進するため、法務部が主管となり、定期的にリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、法令改正に対処できるよう、コンプライアンスポータルサイトから適宜情報提供を行っております。
3. 執行役員、使用人が職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として、内部通報制度（内部監査室・外部機関）を定めております。
4. 当社は内部監査室を設置し、各部署の業務監査を定期的及び必要時に随時実施しております。
f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社からその業務内容の報告を受け、当社の承認を要する重要な事項については当社取締役会で協議することで、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保しております。
2. 当社は子会社のコンプライアンス、品質、その他リスクについて、リスクの現実化の拡大を防止するため、子会社においても当社のリスクマネジメント規程及びコンプライアンス管理要領を遵守させることで、各子会社におけるリスクマネジメント体制を構築しております。
3. 当社は内部監査室を設置し、子会社の業務監査を定期的及び必要時に随時実施しております。
g. 監査役を補助すべき使用人に関する事項
監査役を補助すべき専任の使用人を求めた場合には、監査役の業務補助のための使用人を置くこととしております。
h. 監査役の補助使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人が業務執行を担う役職を兼務する場合において、監査役補助業務の遂行については、取締役及び執行部門は干渉しないこととし、取締役会からの独立性を確保すると共に、補助使用人が監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知しております。
i. 監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告を行った者が不利な扱いを受けないための体制
1. 当社の監査役が、当社及び子会社の取締役・執行役員・使用人から職務執行状況について、監査役監査規程に基づき報告を求めることができる体制を整備しております。
2. 当社又は子会社の取締役及び執行役員・使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他重要な事項等が生じた場合、監査役会へ報告するものとしております。
3. 前号報告をしたことを理由に不利な扱いを受けることがないよう、適切に運用しております。
j. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行っております。
2. 当社の監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つと共に、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができるものとしております。
k. 監査役の職務執行で生じる費用の前払い又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役はその職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、弁護士や警察等の外部機関と連携することで、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。
また、体制の整備として、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との関係遮断を明文化し、制定された対応手順を遵守させる方法で、全社レベルでの統制を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(情報開示に係る基本方針)
当社は、金融商品取引法等の法令並びに金融商品取引所の定める有価証券上場規程及び同施行規則等を遵守し、当規程に定める重要情報等の開示に係る社内体制を維持し、適時、適正かつ公平な情報開示を行うことにより、当社の信頼性をより高め、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得るよう努めております。

(適時開示に係る社内体制)
当社は、社内規程(重要情報開示規程)を制定し、重要情報の範囲を定めて情報管理の徹底及び適時開示の重要性について、周知徹底を図っております。
当社の各部門長は、業務に関連して重要情報を取得した場合は、その情報を内部情報管理統括責任者(法務部長)に報告することとしております。内部情報管理統括責任者はその情報を確認し、適時開示の決定機関である取締役会へ上程します。適時開示が決定された適時開示情報は、情報開示責任者(財務経理部長)が金融商品取引所の定める適時開示規則に則り開示手続きを行うこととしております。

(適時開示の方法)
適時開示に当たっては、開示資料を東京証券取引所の提供する開示システムへ掲載するほか、情報開示責任者の判断により必要な場合は、当社のウェブサイトや報道機関への公表を行なうものとしております。

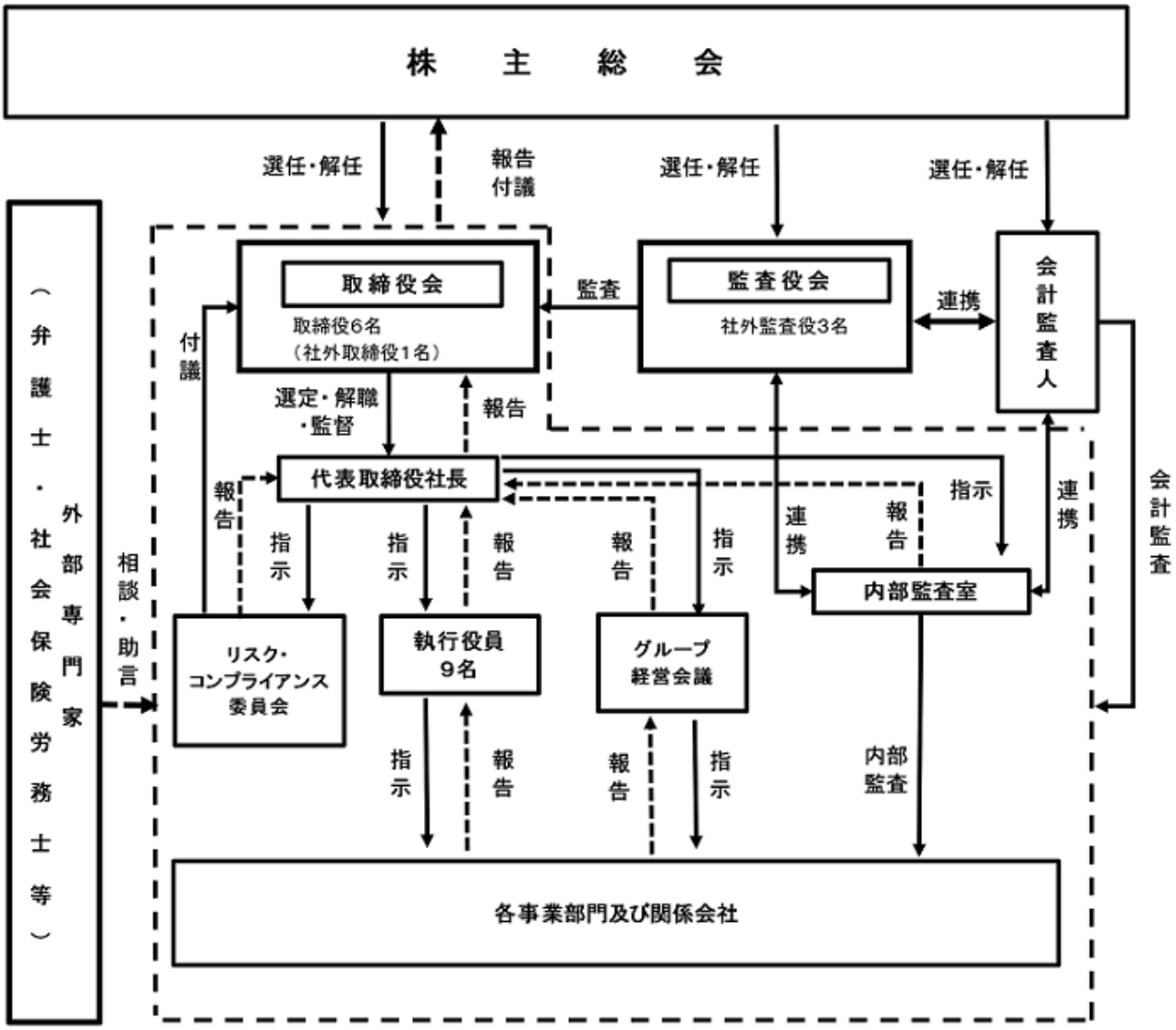
株　主　総　会
選任・解任
報告
付議
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役6名
（社外取締役1名）
監査
監査役会
社外監査役3名
連携
会計監査人
付議
選定・解職
・監督
報告
代表取締役社長
報告
指示
指示
報告
報告
指示
連携
報告
指示
連携
会計監査
外部専門家（弁護士・社会保険労務士等）
相談・助言
リスク・コンプライアンス委員会
執行役員9名
グループ経営会議
内部監査室
指示
報告
報告
指示
内部監査
各事業部門及び関係会社

適時開示手続きに関する事務フロー図

